

公立学校施設の老朽化等に伴う施設整備に係る財政支援について

関東部会提出

文部科学省は、学校施設について、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難生活の拠点としての役割を担うことから、平時のみならず災害時においても十分な安全性と機能性を備える必要があるとしている。

公立小中学校施設は、第2次ベビーブームに合わせて建築されたものが多く、文部科学省調査において令和6年5月1日現在では、約6割が築40年以上を経過し、そのうち7割以上が改修を要するなど、校舎等の老朽化が大きな課題となっている。

建物部材の経年劣化は、安全面での不具合や機能面での不具合を引き起こし、子どもたちの安全確保はもちろんのこと、公立小中学校の約9割が地域の避難所となっており、地域の防災機能強化の観点からも、早急に学校施設の老朽化対策に取り組む必要がある。

国の学校施設環境改善交付金については、令和7年度予算では、昨年対比で減額となり、自治体の交付申請が認められない事例が全国的にも相次いでおり、学校の改築や空調の整備が計画通りに進まないとの声が上がっている。

また昨今の物価高騰や労務単価上昇により工事経費の負担は重くなっており、補助単価は実勢価格と乖離しており、経費負担は大きいと言わざるを得ない。各地方自治体の一般財源のみで学校施設の長寿命化を図っていくのは厳しい状況であり、学校施設の整備を計画的かつ円滑に進められるよう、国へ対応を求めるものである。

そこで、下記について要望をする。

- 1 国の学校施設環境改善交付金について速やかに実態を精査の上、課題を整理し必要な措置を講ずること。
- 2 各地方自治体が計画的に学校施設の老朽化等に伴う施設整備に取り組むことができるよう、継続的に十分な財政措置を講ずること。また、交付の条件については地域の実情を考慮し、用途に一定の柔軟性を持たせること。